

本年の Privacy Awareness Week (PAW) について

令和2年11月27日

個人情報保護委員会は、本年11月30日(月)～12月6日(日)を、「Privacy Awareness Week (PAW)」として設定し、プライバシーの問題や個人情報保護の重要性について認識を深めてもらうため、以下の取組を行うこととしましたので、お知らせします。

- 啓発ポスターの掲示(自治体、郵便局)
- デジタルサイネージ広告(主要なJR駅構内)
- 新聞、ラジオ広告
- コンビニエンスストア内広告
- PAW専用ウェブページの開設

注1：PAWについて

アジア太平洋プライバシー機関(APPA:Asia Pacific Privacy Authorities)メンバーは、毎年、Privacy Awareness Week (PAW)を設定し、各種広報活動を行うこととされています。

注2：APPAについて

APPAメンバーは、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換をすることを目的として、年2回会合(APPAフォーラム)を開催しています。当委員会は平成26年からオブザーバーとして、平成28年6月から正式メンバーとして、参加してきています。

- PAWについて(個人情報保護委員会ウェブページ)
https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/privacy_awareness_week/

(参考資料)

本年の Privacy Awareness Week (PAW) の主な取組について

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局総務課

氏名 山田、柏原

電話：03-6457-9752

(参考資料)

本年のPrivacy Awareness Week (PAW) の主な取組について

啓発ポスターの掲示

掲出場所：

- 都道府県庁及び市町村役場（約2,000カ所）
- 郵便局（約500カ所）

概要：

広く国民に周知できるよう、平易な文章及びイラストを用い、個人情報の取扱いに関する意識の底上げを図るためのポスターを掲出。

Privacy Awareness Week 2020 11月30日 ~ 12月6日

個人情報の取扱い方を考える週間!

大切な個人情報の取扱いは適切に。
個人情報マナーをみんなでチェックしよう!

- 身に覚えのないメールやURLには返信しない、アクセスしない!
- パソコンやUSBメモリのデータやメディアをなくさない、漏らさない!
- 企業・団体に渡す前に個人情報の「利用目的」を必ずチェック!
- 誰かの個人情報を他の人に伝える時は、その人に必ず確認!
- 「うっかり」に備えてファイルには必ずパスワード!
- 卒業アルバムなどの名簿も大切な個人情報なくさない、渡さない!

個人情報の取扱いに関するルールが変わります。

2020年6月に改正個人情報保護法が公布されました。個人データを漏えいした場合の個人情報保護委員会への報告が義務化されるなど、個人情報の取扱いに関する新たなルールが2022年6月までに運用されます。詳しくは個人情報保護委員会のホームページをご覧ください。
<https://www.ppc.go.jp>

PPC 個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

その他、

- デジタルサイネージ広告（首都圏、京阪神圏、名古屋の主要なJR駅構内）
- 新聞（全国紙朝刊）、ラジオ広告（関東、関西、中京のラジオ番組内）
- コンビニエンスストア内広告（全国47都道府県）
- PAW専用ウェブページの開設（個人情報保護委員会ウェブページ）を実施予定。